

○奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱

平成21年4月1日教育委員会告示第87号

改正

令和3年3月22日教委告示第2号

令和4年4月25日教委告示第10号

奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美市のスポーツ少年団、中学校、高等学校部活動等におけるスポーツ競技大会出場に対し、出場に係る費用の一部を予算の範囲内で奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者（以下「対象者」という。）は、奄美市のスポーツ少年団、中学校、高等学校等の部活動に所属する児童・生徒のうち本市に住民登録のあるものとし、県内外のスポーツ競技大会に出場するもので、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

- (1) 小学校の場合 国・県スポーツ少年団本部及び競技連盟等の主催する九州大会以上の上位大会に出場するもの
- (2) 中学校の場合 中学校体育連盟の主催する鹿児島県大会以上の大会及び競技連盟等の主催する九州大会以上の上位大会へ出場するもの
- (3) 高等学校の場合 高等学校体育連盟並びに競技連盟等の主催する九州大会以上の上位大会へ出場するもの

2 その他特に市長が必要と認めたもの

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、各種スポーツ競技大会へ出場する交通費及び宿泊費（以下「旅費」という。）とする。

(補助金の上限額)

第4条 各種スポーツ競技大会出場補助金の上限額は、次のとおりとする。

- (1) 中学校体育連盟の主催する鹿児島県大会にあつては、予算で定められた額とする。
- (2) 児童・生徒の参加する九州大会以上の上位大会にあつては、旅費の2分の1とし、九州大会は1人当たり2万円、九州大会の上位大会は1人当たり4万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず全国大会での優勝は、旅費の全額を補助する。

(交付の申請)

第5条 補助金を受けようとするものは、あらかじめ、各種スポーツ競技大会出場補助金交付申請書を提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を各種スポーツ競技大会出場補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付決定を受けた対象者は、各種スポーツ競技大会が終了したときは、速やかに、各種スポーツ競技大会出場実績報告書（以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、実績報告書を受理した場合は、速やかに、その内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を各種スポーツ競技大会出場補助金確定通知書（以下「補助金確定通知書」という。）により対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金確定通知書を受理した対象者は、速やかに、請求書を市長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金等を交付する。

(様式)

第11条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日教委告示第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月25日教委告示第10号）

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、改正後の奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。